

## 第3章

### ラオス国会の変遷

山田 紀彦

#### 要約：

ラオスでは経済・社会の変化にともなって国会の位置づけや役割が大きく変化してきた。特に 2000 年代中盤以降は、国会が国民の代表機関として機能するようになり、国会を通じた民意反映メカニズムが構築されるようになってきている。このような国会改革の目的は、人民革命党体制の維持にあると考えられる。党は民意を反映し有効な統治を行うことで正当性を獲得し、体制を維持していると考えられるのである。本研究会では、ラオスにおける体制維持と議会の関係を分析することを目的としているが、その準備作業として本稿では、1975 年からこれまでの国会の変遷過程を簡単に整理する。具体的には国会の位置づけと役割がどう変化してきたかについて論じる。

キーワード：ラオス、国会、ホットライン、民意反映

#### はじめに

ラオス人民革命党（以下、党と記す）にとって最も重要なことは何だろうか。ミレニウム開発目標の達成やそれに続く「2020 年の最貧国脱却」という国家目標の達成は当然重要である。しかしそれ以上に重要なのが党支配体制の維持であろう。そして党は体制を維持するためにさまざまな手段を講じている。そのひとつが国会の機能強化であり、それを通じた国民の支持獲得である。

2000 年代に入りラオスの国会は大きな変化を遂げ、ラオス政治において政治アクターとして存在感を増しつつある。これまでの国会は党の政策を追認する「ゴム印機関」でしかなかったが、現在は立法機関として、また行政への監督機関として、そして民意を反映する代表機関として機能するようになった。国民もそのような国会を彼らの要求を伝え実現するひとつの「手段」と認識するようになってきている<sup>1</sup>。つまり党の目的はこれまでのところある程度達成されているといえる。

ラオスには野党が存在せず、1975 年以降は人民革命党による一党独裁体制が続いている。党は政治だけでなく、経済や社会分野も管理しており、中央から末端の村レベル

<sup>1</sup> 2012 年 8 月 8 日、国会組織・職員局副局長への筆者による聞き取り。

まで党管理体制を整備している。また党を脅かすような明示的/潜在的な反体制グループも今ではほとんど存在していない。仮に現れたとしても、反体制活動に対する党のこれまでの対応をみれば、抑圧的手段を用い徹底的に排除することは明らかである。つまり党支配体制は安定しているように見える。では、なぜ党はこれまでほとんど機能せず、注目されてこなかった国会を改革し、体制維持のために活用しているのだろうか。また、具体的にどのように国会を活用し国民の支持獲得を目指しているのだろうか。以上の問題を明らかにする前提作業として、中間報告書である本稿では、建国からこれまでの国会の変遷過程を整理することにしたい。

以下では第1節で、1975年の建国から1991年の憲法制定までの国会について簡単にまとめる。1991年まで国会はほとんど機能せず、国民統合の象徴や党のゴム印機関と位置づけられてきた。第2節では、1991年から2002年の憲法改正までの国会について整理する。この時期、市場経済化の推進にともって国会は立法機関としての機能を果たすようになる。第3節では、2002年の憲法改正から現在までの国会の変化について述べる。2000年代に入り格差や土地問題等、経済開発の負の側面が拡大すると、党は国会を「国民の権利と利益の代表機関」と位置づけ、さまざまな改革を行うようになる。そして国会は、行政の監督機関、民意反映機関、そして国民の苦情・問題処理機関として機能するようになったのである。つまり国会は建国からこれまで、国民統合機関、党のゴム印機関、立法機関、そして国民の代表機関として変遷を遂げてきたといえる。そして最後に2年目の課題に触れ結びとしたい。

## 第1節 建国後から憲法制定までの議会：1975～1991年

1975年12月1～2日、全国人民代表大会が開催され、王制の廃止とラオス人民民主共和国の樹立が宣言された。これにより人民革命党体制が始まったことになる。そして同大会では45名の任命議員から成る最高人民議会在が設立された。最高人民議会の役割は憲法草案を研究し必要な法律を制定すること、そして民族間の団結を形成することであった[Eekasaan koongpasum phuuthaen pasaason thua patheet 1976, 48-50; National Assembly of the Lao PDR and UNDP 2000]。

しかし憲法は1991年8月まで制定されていない。その間必要な「法律」は、党の文書や閣僚議会(=政府)の「法律」、また「令」として公布され、最高人民議会は1980年代後半までほとんど法律を制定しなかったのである。手元の資料から判明している1983年から1991年までの会期日数の平均も3.3日と短く<sup>2</sup>、立法機関として機能していたとは言い難い。国会組織・職員局での聞き取りでも、最高人民議会の役割は諸民族

---

<sup>2</sup> 議会の会期日数は『東南アジア要覧』各年版による。

から代表を選出し民族団結を図ることであった<sup>3</sup>。つまり 1970～1980 年代の国会は、主に国民統合機関としての役割を担っていたのである。

それは議員や議会指導部の構成からも裏付けられる。45 名の民族構成は不明だが、現在のように人民革命党員によってほぼ独占されたわけではなく、党員は議員の 3 分の 2 に過ぎず、残りの 3 分の 1 は国家建設戦線または愛国中立派等の左派よりのグループから選出された[Norindr 1982, 56]。また、議長は王族出身のスパヌオン殿下が就任しているが、副議長や常務委員の構成をみると、ラオルム、(低地ラオ)、ラオストウン(山腹ラオ)、ラオスーン(高地ラオ)に配慮した構成になっていることがわかる<sup>4</sup>。

憲法制定に向けた動きが本格化するのは、1989 年に建国後初の国政選挙が行われて以降である。1989 年に建国後初の国政選挙が行われ、第 2 期最高人民議会が発足した。いわゆる制憲議会である。その後第 2 期最高人民議会は 1991 年 8 月に憲法を制定するまで、刑法、外国投資管理・奨励法、所有権法等いくつかの法律を制定した。制定された法律をみてもわかるように、1980 年代後半に立法が活発化するのには、1986 年の第 4 回党大会以降本格化した市場経済化への対応である。

しかし議会が実質的な審議を行ったわけではない。例えば 1990 年 11 月に開催された第 2 期第 5 回最高人民議会は、会期 6 日間(11 月 24 日～11 月 29 日)で 7 つもの法案を可決した<sup>5</sup>。つまり議会は国民統合としての役割に加え、実質的審議を行わず党の政策を追認する「ゴム印機関」でもあったといえる。

以上からは、建国から憲法制定までの議会は国民統合の象徴であったものの、ほとんど活動せず、立法機能も十分に果たしていなかったことがわかる。

## 第 2 節 憲法制定以降の国会：1991～2002 年

変化が現れるのは、政治制度改革が課題となった 1991 年 3 月の第 5 回党大会以降である。この背景には 1980 年代後半の東欧やソ連の民主化がある。人民革命党は一党独裁体制を放棄するつもりはないものの、体制を維持するためには政治制度改革が必要と認識していた。党大会政治報告でカイソーン党書記長(当時)は次のように述べている。

「(中略) これは、この政治体制を他の政治体制に転換しなければならないということの意味しない。それは、各構成機関の役割と任務を明確に定め、それに基づいた人民

<sup>3</sup> 2012 年 8 月 8 日、国会組織・職員局副局長への筆者による聞き取り。

<sup>4</sup> 現在では居住地の高低による 3 分類は公式には使用されていない。しかし一般的な通称としては未だに用いられている。

<sup>5</sup> 7 つとは労働法、家族法、国籍法、保険法、企業会計法、契約外の義務に関する法、民事訴訟法である[FBIS 1990, 46]。

民主主義政治制度における組織改革であり、その作業様式の改善である。党の役割と指導能力の向上を確かなものにし、国家機関による管理、統制における権威を高め、同時に大衆組織の役割を拡大することにより、政治制度とその構成機関が持続的かつ調和して正しく活動することである」[Kaysone 1991, 41]。

最高人民議会については、立法機関であり行政と司法の監督機関と位置づけられ、憲法や法律の制定が当面の任務とされた[Kaysone 1991, 42]。そして1991年8月に制定された憲法では、最高人民議会は国会に改称され、また国会の位置づけや役割が正式に定められた。憲法第4条では、「国会は人民の代表機関」と位置づけられ、第39条では「国会は国家の基本的問題を決定する権限を有する機関であり、行政と司法の活動を監督する機関である」とその役割が規定された[Saphaa pasaason suunsut 1991]。建国後16年経って、ようやく国会が立法機関として、また人民の代表機関として正式に憲法で位置づけられたのである。そして実際に国会は立法機能を強化するようになる。

憲法制定後の1992年から始まった第3期国会は、任期5年間で21本の法律を制定した<sup>6</sup>。ラオスは人民革命党による一党独裁体制であるため、国会は党の管理下に置かれている。つまり党の意向に反するような法律を制定し、政策を決定することはあり得ない。それでも立法数が大幅に増えたことは、国会がそれまでの国民統合機関に加え、立法機関として機能し始めたことを意味する。

このように徐々に立法機関として機能し始めた国会は、1996年の第6回党大会以降さらにその重要性が増すことになる。第6回党大会では、法律の制定や経済・社会開発計画作成における能力向上に加え、「法治」概念が強調されるようになった[Eekasaan koongpasum nyai khang thii VI khoong phak pasaason pativat lao 1996, 52]。これは同大会において、「2020年までに最貧国を脱却する」という国家目標が掲げられたことが背景にある。つまり外資を呼び込み経済開発を推進し、近代国家として成長するには「党治」ではなく「法治」が重要になったことを意味する。そして市場経済化が本格化し「法治」の重要性が高まったことで、国会は立法機関として「法治」の中心的役割を担うよう期待されたのである。1990年代に開催された国会の会期日数は平均9.8日となり<sup>7</sup>。1997年から2002年まで活動した第4期国会では16本の法律が制定されている<sup>8</sup>。

以上のように憲法が制定された1990年代の国会は、立法機関としての機能が強まっていった。しかし憲法で「人民の代表機関」と位置づけられているにもかかわらず、国

---

<sup>6</sup> 法律制定数にはついては五島・諏訪・山田ほか編[2013]

<sup>7</sup> 会期日数は『東南アジア月報』各月版、『アジア動向年報』各年版、党機関紙 *Pasaason* を基にしている。

<sup>8</sup> 法律制定数にはついては五島・諏訪・山田ほか編[2013]。

会はその機能をほとんど果たしていない。それは党の管理下で非民主的選挙が実施され、自由に立候補できない選挙制度も理由だが、党が国会に民意を反映させるような機能を付与しなかったことにも起因する。1990年代、党にとって必要なのは、市場経済化推進に欠かせない法律を制定する「立法機関」だったのである。そのような国会の位置づけが変化するのは2003年の憲法改正からである。

### 第3節 憲法改正以降の国会：2002～現在

#### 1. 憲法改正から第5期国会

2003年5月6日、第5期第3回国会にて憲法改正が行われた。この改正により国会の位置づけが変化した。憲法改正前の2001年3月に行われた第7回党大会ですでに、国会の役割や能力向上とともに、国会議員と国民の密接な関係を構築するとの方針が掲げられていた[Eekasaan koongpasum nyai khang thii VII khoong phak pasaason pativat lao 2001, 47]。つまり2003年の憲法改正では、党大会で提示されたこの方針が反映されることになる。

1991年憲法は国会を人民の代表機関であり（第4条）<sup>9</sup>、国家の基本的問題を決定する立法機関（第39条）と定めていた[Saphaa pasaason suunsut 1991, 12]。それが2003年の改正憲法では、国会が立法機関であることに変わりはないものの、「諸民族人民の権利と利益の代表機関」（第52条）と新たに位置づけられた[Saphaa haeng saat 2003, 19]。国会が誰を代表し、また何を代表するのかが記され、国会の位置づけがより明確になったのである。つまり国会はラオスのすべての民族を代表し、彼等の「権利と利益」を保護する役割を付与されたことになる。

この背景には、1997年に発生したアジア経済危機の影響により経済が低迷し、政治、経済、社会情勢が不安定になったこと、そして、経済発展にともない徐々に経済格差や汚職等の問題が顕在化したことがある。ラオス経済は1998年に前年の6.9%成長から4%成長に落ち込んだ。通貨キープも1997年から1999年にかけて690%下落し、インフレ率も1999年には128%を記録した[鈴木 2002, 262-263]<sup>10</sup>。これにより特に都市住民や公務員は大打撃を受け、1999年10月には経済悪化に端を発する不満から、教師や学生を中心とするグループが民主化デモを行ったのである。デモ隊は開始と同時に取り押さえられ、指導者は逮捕、拘留されたが、国民の直接行動が少なからず指導部に影響

---

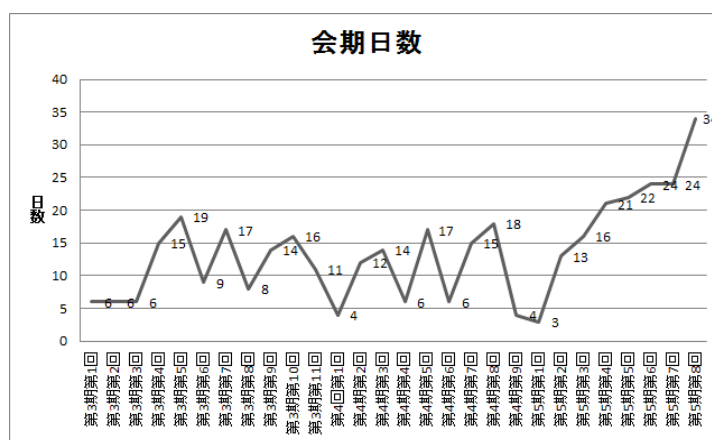
<sup>9</sup> 党や政府は公式文書で国民（saat）を指す際に人民（pasaason）を使用することが一般的であり、2つの言葉は代替可能である。本稿では党や政府の文書に依拠したときは「人民」と使用し、それ以外は他国でも一般的に使用される「国民」としている。

<sup>10</sup> 鈴木は、通貨下落は経済危機の影響もあるがマネーサプライの増加も要因だと指摘している。マネーサプライの増加率は1997年66%、1998年113%、1991年は78%であった[鈴木 2002, 263]。

を与えたことは間違いない[山田 2002, 135]。また、2000年からの数年間は断続的に爆弾事件が続き、社会情勢も不安定になった。市場経済化に着手して以降、党支配の正当性を支えていた政治と社会の安定、そして経済発展が揺らいだのである。この頃から、党指導部の間で国会を国民の「代表機関」として機能させようとの考えが強まってきたといえる。では国会はどのように変化したのだろうか。

ひとつは、会期日数と法律数が大幅に増えたことである。図1は第3期から第5期国会までの会期日数を示している。第3期（1993～1997年）の平均会期日数は11.5日、第4期（1997～2002年）の平均会期日数は10.6日であったが、第5期の平均会期日数は19.6日とほぼ倍になっている。また第5期の立法数は33本とこれまでで最大となった<sup>11</sup>。つまり立法数が増え審議に時間を割く必要から、会期日数が増えたと考えられる。立法数が増えたのは、1990年代に制定した法律が経済・社会の変化にともなって現状と齟齬を来すようになり、法改正の必要が高まったことが理由であろう。したがって制定された33本のうち約半分は改正法であった。いずれにしろ、第5期国会の以前と以後で国会の会期日数と立法数が大きく変化したことになる。

図1 第3期～第5期の会期日数



(出所) 『アジア動向年報』、Pasaason、『東南アジア要覧』により筆者作成。

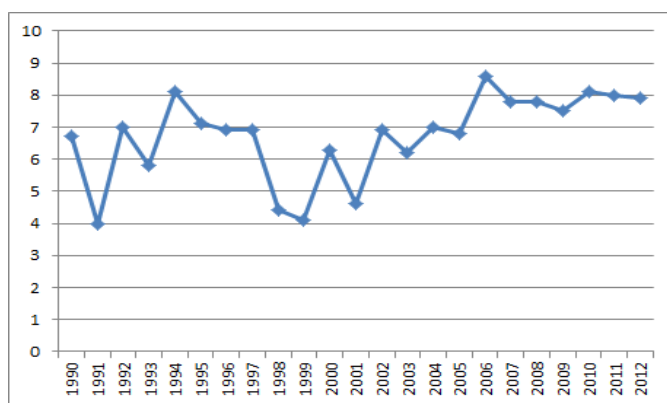
もうひとつの変化は、第7回党大会で示されたように国民に密接な国会となり、改正憲法で定められた国民の「権利と利益」の代表という役割を果たすようになったことである。国会は第5期第7回国会から「ホットライン」を設置し、国会審議中の法律や案件に対して国民の意見を募集し始めた。国民は開設された専用電話回線やEmail、また私書箱を通じて、国会に対し自由に意見を言えるようになったのである。当初国会は、国会で審議中の案件に対する意見の募集を想定していたが、国会事務局がまとめる報告

<sup>11</sup> 法律制定数については五島・諏訪・山田ほか編[2013]。

書をみると、実際は国政や地方行政また村の問題までさまざまな意見や提案があがっていることがわかる<sup>12</sup>。

ホットライン設置の背景には、経済発展による経済・社会の変化があると考えられる。図2は1990年から2012年までの経済成長率を示している。図からは、1990年からこれまですべての年でプラス成長を遂げていることがわかる。ただし1990年代前半は市場経済移行直後ということもあり、非常に不安定な状態であった。また1998～1999年は、アジア経済危機の影響により経済が最も落ち込んだ。その後2000年台に入り回復を遂げ、2002年以降は高成長を安定して続けていることが読みとれよう。一方で、この高成長にもなって経済開発の負の側面も拡大した。例えば経済格差や土地問題である。

図2 1990～2012年の経済成長率 (%)



(出所) ADB[2007; 2013]を基に筆者作成。

ケオラ[2012, 51-54]によると、2006年から2010年の5年間に首都ヴィエンチャンは1人あたりGDPが2000ドルを超えたものの、北部のフアパン県と南部のセコーン県はともに500ドル未満であり、4倍の格差が生じている。また首都ヴィエンチャンの貧困率は、1992/93年度の世帯別支出・消費調査時の34%から、2007/08年度には15.2%に低下したが、ボリカムサイ県のように同期間に17%から21%に上昇した県もある。ルアンナムター、ボケオ、シェンクワン、ヴィエンチャン、セコーンの各県は、2002/03年度まで貧困率は低下したものの、それ以降再び増加している。さらに格差は県と県の間だけではなく、県内の都市部と農村部でも拡大している。

ラオスの経済成長を牽引しているのはダム開発や鉱物資源採掘、そして農業プランテーションである。これらは一定規模の土地を必要とし、多くの場合、土地の収用、補償、住民の移住問題等をとまなっている。このような問題に対し、政府や開発業者は住民が

<sup>12</sup> 筆者はホットライン設置後に国会事務局で作成されている各国会会議の意見集約集を収集している。例えば、2012年第7期第3回国会の「ホットライン集」などである。

納得するような補償額や代替地を提供しないことが多い。したがって土地に関する住民の不満が全国的に高まっているのである。

このような国民の不満が高まる中で設置されたホットラインには、その不満を緩和しようとの狙いがあると考えられる。ホットラインを通じて国民の政治参加を拡大し、民意を代表機関である国会の審議に反映させようということである。つまりホットラインの設置は不満緩和策といえる。実際、ホットラインは国民の不満緩和に寄与するような機能を果たしている。

開設当初はホットラインを活用する国民は少なかったが、現在では2～3週間の会期が多いときに400件以上の意見が寄せられることもある。「ホットライン」で寄せられた国民の意見は、関心の高いものや重要なものは国会でとり上げられ審議される。また事務局がすべての意見を分野や部門に沿ってまとめており、それらは各議員と関係各機関に配布され、問題解決が促される。そして議員には、そのリストを基に自身の選挙区の問題が解決されたかどうかフォローアップを行う役割が課されている<sup>13</sup>。そして実際に問題が解決されることもある。

例えば、2006年12月の第6期第2回国会では、トーンバン公安大臣がホットラインを通じて国民から寄せられた意見に対して答弁を行った。大臣は、警察が不適切な車両検問により罰金を徴収しているという国民の苦情に対して、警察であっても違法行為は取り締まりの対象となり適切な対応をとるよう指示したと述べた[*Vientiane Times*, December 15 2006]。2007年6月の第6期第3回国会では、セコーン県における教師への給与遅払い問題が取り上げられた。そしてその2週間後には県行政が対応し問題解決が図られている。県行政側は国会の圧力を否定しているが、国会審議が影響を与えたことは間違いない[*Vientiane Times*, July 3 2007]。

このようにホットラインは単に意見を吸収するだけでなく、実際に問題解決メカニズムとしても機能している。解決に結びつく数は多くはないが、国民から寄せられた意見が国会でとり上げられ、また地元議員が問題解決に努力する姿勢をみせれば、少なくとも国民の消極的な支持が得られ、不満の高まりを抑えられると考えられる。2000年代中盤以降、国会は人民の代表機関として、彼等の権利と利益を保護する役割も担うようになったのである。

## 2. 第8回党大会以降から現在まで

第5期第6回国会で国会は大きく変化し、国会が国民の代表機関として機能するようになった。それは現在でも変わっていない。むしろ近年、より国民に近い存在としての

---

<sup>13</sup> 国民の意見の処理過程については *Vientiane Times* December 29, 2006; July 14, 2008, July 1, 2010, July 5, 2012; 2013年8月27日に筆者が行った国会事務局副局長への聞き取りに基づく。



国会に変貌を遂げつつある。

先述のように、国民と密接な国会という方針はすでに第7回党大会で示されていた。

2006年に行われた第8回党大会では、国民が代表を監督でき、国会議員が選挙区で常に活動できる環境を整備すると[Eekasaan koongpasum nyai khang thii VIII phak pasaason pativat lao 2006, 59-61]。前回大会よりも詳細な国会と国民の関係が示された。この方針に基づき、2000年代後半になるとより国民に近い国会の構築が目指されるようになる。

2007～2008年頃から県議会設立案が党、政府、国会指導部内で議論されるようになった<sup>14</sup>。1975年以降、ラオスには地方議会があったが1991年の憲法制定時に廃止され、それ以降は国会が唯一の議会となった。ただ、ホットラインの設置もあり、村の問題や地方で話し合われるべき問題までも国会に提案されるようになった。また経済開発も進み、国民の政治参加と「地方分権」も課題となった。そこで県議会の復活案が浮上した。つまり地方の意見を当該地域で吸収し、問題を解決するために県議会設立が考えられたのである。しかし最終的には2009年6月に党中央が設立延期を決定した。理由は県レベルにおける県党委員会、県知事、県議会議長の3者間の権限や位置づけについて党指導部内で合意が得られなかったためである。ただし県議会設立案からは、より住民に近いメカニズムを構築しようという党の考えが読みとれよう。そして党は既存の制度内で、住民に密接な「議会」の構築を目指し始める。

2010年12月に開催された第6期第10回国会にて国会法が改正され、各選挙区（＝各県）に設置されている国会議員団に「地方議会」の代替機能が与えられた。先述のようにラオスには地方議会がなく、国会が唯一の国民の代表機関である。そして県議会設立案は実現に至らなかった。そこで議員団を活用し、国民により近いところで彼等の声を拾い上げ、不満を緩和する方針を採ったのである。

議員団とは各選挙区で議員によって構成される組織であり、国会や国会常務委員会の補助機関と位置づけられている[Saphaa haeng saat 2011, 42-43]。2006年の国会法第38条は、議員団の役割を「選挙区内での権利や任務にしたがって、国会や国会常務委員会会議を補佐し、また国会常務委員会から授けられた任務を執行する」と定めていた[Saphaa haeng saat 2007, 27-28]。それが2010年法第55条では、「国会の代表としての役割を有し、都・県の重要問題を決定し、憲法、法律、経済・社会計画、予算計画、国会や国会常務委員会の決議の執行において、選挙区内の地方国家権力の活動を検査する」となり、地方行政に対する議員団の権限が強化されたのである[Saphaa haeng saat 2011, 42-43]。

---

<sup>14</sup> 提案がなされた明確な日付は定かではないが、筆者がJICA個別専門家として旧ラオス首相府行政公務員・管理庁（現在の内務省）地方行政局に滞在していたとき（2007年1月～2008年4月）に局内で県議会設立案が本格化し、法案の作成が行われていた。

それにともない第 56 条は議員に対し、県知事、都知事、地方級の部門長、裁判所長官、検察院長、地域常駐の会計検査機構長への質問権（第 2 項）、選挙区の地方行政組織が開催する会議への参加権（第 3 項）、都・県の重要法規の審議・承認・意見提出権（第 4 項）、選挙区の経済・社会開発計画と予算計画の審議参加権（第 5 項）、重要問題に関して人民や社会組織の意見を聴取するための会議開催権（第 9 条）等を付与している。

以上の権限をみると、議員団が「地方議会」の代替的機能を与えられたことがわかる。そして実際、法改正以降の第 7 期国会議員団は選挙区で積極的に活動している。例えば、第 6 期国会は 5 年間で成果普及活動を 2000 カ所にて約 62 万 7300 人に対して行った [Vientiane Times, December 18, 2010]。一方第 7 期国会は 1 年間で 2025 カ所、約 24 万 5287 人に対して普及活動を行い、1300 以上の陳情を受けた [Pasaason, 2012 年 7 月 3 日]。筆者が 4 県（第 1 選挙区首都ヴィエンチャン、第 6 選挙区ルアンパバーン県、第 11 選挙区ボリカムサイ県、第 12 選挙区カムアン県）の国会事務所で行った聞き取りでも<sup>15</sup>、これまでほとんど参加していなかった県の経済・社会開発計画作成過程に議員が関与するようになったこと、また、議員も村々を訪問し要望調査を行い、県行政と村の間に入り問題解決の橋渡しをすること等が確認できた。各県に設置されている国会事務所への国民の陳情も増え、県によっては陳情受け専用部屋を設けているところもある<sup>16</sup>。第 6 選挙区の議員団常任議員は、国民の「代表」としての議員の意識は確実に高まっていると述べている<sup>17</sup>。

このように、ラオスの国会は末端の住民により密接になり、これまで以上に国民の声を吸収するメカニズムを構築し、議員も選挙区で積極的に活動するようになってきている。もちろんこのような変化が自然発生的に起こるとは考えられない。唯一無二の存在としてラオスを統治する人民革命党が意図的に国会を改革し、国会を国民に近い存在に仕立てているのである。

## おわりに

本稿では、ラオスの国会と体制維持の関係を分析する前提作業として、建国からこれまでの国会の変遷を整理した。以上からは、党が経済・社会状況、また国際社会の変化

---

<sup>15</sup> 聞き取りは、2013 年 8 月 27 日に第 1 選挙区首都ヴィエンチャン国会事務所副所長、2012 年 8 月 6 日に第 6 選挙区ルアンパバーン県国会事務所常任議員、2013 年 9 月 3 日に第 11 選挙区ボリカムサイ県国会事務所常任議員、2013 年 9 月 2 日に第 12 選挙区カムアン県国会事務所常任議員に行った。

<sup>16</sup> 例えば、2013 年 8 月 27 日時点で、第 1 選挙区首都ヴィエンチャン国会事務所では専用部屋をすでに設置していた。

<sup>17</sup> 2012 年 8 月 6 日、ルアンパバーン県国会事務所常任議員への筆者による聞き取り。

に即して国会の位置づけを時代ごとに変化させてきたことがわかった。建国からこれまで、国会は国民統合機関、党のゴム印機関、立法機関、そして国民の代表機関として変遷を遂げてきたのである。そして現在の国会は、国民の意見を吸収するさまざまなメカニズムを構築し、より国移民に近い存在として活動している。

では、国会を変化させる党の目的は何だろうか。先述のように、もちろん経済や社会の変化、国民の不満解消がその背景にある。しかし党の意図はそこに留まらないというのが筆者の考えである。人民革命党は国会を国民の代表機関として機能させることで、体制の維持・安定を目指していると考えられるのである。体制を維持・安定させるには、国民からの積極的/消極的支持獲得が不可欠である。国会が国民の意見やニーズを吸収し、それに基づいた法案や政策が作成され、実施されれば、党や政府への国民の信頼は高まるだろう。つまり久保[2013]がいうように、人民革命党は統治の有効性を高めるために国会を活用していると考えられる。そして統治の有効性が高まれば、党支配の正当性が維持され党支配は安定することになるだろう。

筆者はラオス国会の変化をこのように捉えており、研究会 2 年目となる来年度は、国会と体制維持の関係について統治の有効性や正当性という視点から論じていきたいと考えている。

#### 参考文献

##### <日本語文献>

- 久保慶一 2013. 「権威主義体制における議会と選挙の役割」『アジア経済』第 54 巻第 4 号、2-10 ページ。
- ケオラ・スックニラン 2011. 「第 7 次経済・社会開発 5 カ年計画（2011～2015 年）－資源・エネルギー部門に大きく依存した経済開発－」山田紀彦編『ラオス人民革命党第 9 回大会と今後の発展戦略』アジア経済研究所。
- 五島文雄・諏訪一幸・山田紀彦・山田裕史編 2013. 『中国・インドシナ三国の法整備状況：1990 年～2000 年』静岡県立大学。
- 鈴木基義 2002. 「ラオス－新経済体制下の模索－」末廣昭編『東南アジア史 9「開発」の時代と「模索」の時代』岩波書店。
- 山田紀彦 2002. 「ラオス人民革命党第 7 回大会－残された課題－」石田暁恵編『2001 年党大会後のヴェトナム・ラオス－新たな課題への挑戦－』アジア経済研究所。

##### <英語文献>

- Asian Development Bank (ADB) 2007. “Key Indicators for Asia and the Pacific 2007” (<http://www.adb.org/publications/key-indicators-asia-and-pacific-2007?ref=publicatio>)

ns/series/key-indicators-for-asia-and-the-pacific).

\_\_\_\_\_ 2013. “Key Indicators for Asia and Pacific 2013” (<http://www.adb.org/publications/key-indicators-asia-and-pacific-2013?ref=publications/series/key-indicators-for-asia-and-the-pacific>).

Foreign Broadcast Information Service [FBIS] [1990] *Daily Report East Asia*. November 27.

National Assembly of the Lao PDR and UNDP 2000. *The National Assembly of the Lao People's Democratic Republic Directory*. Vientiane: National Assembly of the Lao PDR and UNDP.

Norindr, Chou 1982. “Political Institutions of the Lao People's Democratic Republic,” in *Contemporary Laos: Studies in the Politics and Society of the Lao People's Democratic Republic*. ed. Martin Stuart-Fox, St Lucia: University of Queensland Press.

#### <ラオス語文献>

Eekasaaan koongpasum phuuthaen pasaason thua patheet [全国人民代表大会文書] [1976].

Eekasaan koongpasum nyai khang thii VI khoong phak pasaason pativat lao [ラオス人民革命党第6回党大会報告書] [1996].

Eekasaan koongpasum nyai khang thii VII khoong phak pasaason pativat lao [ラオス人民革命党第7回党大会報告書] [2001].

Kaysone Phomvihane 1991. “Laaygaan kaan mueang khoong khana boolihaangaan suunkaang phak too koongpasum nyai khang thii V khoong phak pasaason pativat lao saneu dooy sahaay kaysoon phomvihaan leekhaa thikann nyai khana boolihaangaan suunkaang phak” [ラオス人民革命党書記長カイソーン・ポムヴィハーン同志による第5回党大会への党中総執行委員会政治報告] *Alunami, sabap phiseet* 1991 [『アルンマイ』1991年第5回党大会特別号] 11-54.

Saphaa pasaason suunsut [最高人民議会] 1991. *Latthathamanuun haneg saathaalanalat pasaathipai pasaason lao* [ラオス人民民主共和国憲法].

Saphaa haeng saat [国民議会] 2003. *Latthathamanuun haneg saathaalanalat pasaathipai pasaason lao* [ラオス人民民主共和国憲法].

\_\_\_\_\_ 2007. *Kot maai vaa duay saphaa haeng saat* [国民議会議法].

\_\_\_\_\_ 2011a. *Kot maai vaa duay saphaa haeng saat* [国民議会議法].

#### <その他>

『東南アジア要覧』各年版。

『アジア動向年報』各年版。

*Pasaason* (ラオス人民革命党機関紙)。

*Vientiane Times*.